

# 令和 7 年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務仕様書

## 1 件 名

令和 7 年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務

## 2 目 的

原子力災害時、放射線測定や原子力防災従事者等の線量管理を適正に実施するため、府内の保管拠点に保管している原子力防災活動資機材の機能維持のための保守点検及び不具合が発生している原子力防災活動資機材の補修を行う。

## 3 内 容

- (1) 別添「原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表」記載の原子力防災活動資機材を、各保管場所から回収する業務
  - ・ 資機材の回収は、各保管場所に資機材が配備されていない状態を避けるため、2回に分けて実施すること（ただし、対象となる資機材が保管場所に1台しかない場合及び補修対象となる資機材を回収する場合を除く）。
  - ・ 1回目で回収した資機材は、保守点検または補修業務を実施した上で、2回目の資機材回収前に各保管場所へ納品すること。
  - ・ 資機材の回収にあたっては、預かり票を作成し、各保管拠点に提出すること。
  - ・ 具体的な資機材の回収時期は、発注者と別途協議すること。
- (2) 原子力防災活動資機材の保守点検業務
  - ・ 対象とする資機材は下記 7 (2) ア～キに記載されたものとする。
  - ・ 各メーカー作成の点検要領書に従って、外観点検（コネクタ、スイッチ、ケーブル類等の損傷の有無）、機能点検（メーター、アラーム等の動作確認）及び校正を実施すること。
  - ・ 点検の結果、資機材に不具合が発見された場合は、速やかに当該資機材に係る情報（機種、管理番号、不具合の概要等）を発注者あて報告すること。
- (3) 原子力防災活動資機材の補修業務
  - ・ 対象とする資機材は下記 7 (3) アに記載されたものとする。
  - ・ 必要に応じて検出器（接続コードを含む）の交換等を実施すること。
  - ・ 補修後の外観点検（コネクタ、スイッチ、ケーブル類等の損傷の有無）及び機能点検（メーター、アラーム等の動作確認）を実施すること。
- (4) 保守点検及び補修が完了した原子力防災活動資機材を、各保管場所へ納品する業務
  - ・ 納品にあたっては、回収時の資機材と相違ないか、各保管拠点で確認を行うとともに、納品終了後は原子力防災課あて報告を行うこと。
  - ・ 点検の結果、不良が発見された資機材は、保管場所の如何によらず全て原子力防災課へ納品すること。
  - ・ 具体的な資機材の納品時期は、発注者と別途協議すること。

## 4 数 量

別添「原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表」のとおり。

## 5 履行期限

令和8年3月27日（金）まで

ただし、校正終了後は、速やかに各保管場所あてに納品するよう努めること。

## 6 資機材の保管場所

資機材を保管・管理している保管場所の担当部局は下記のとおり。

なお、各担当部局において、所管している資機材保管場所が複数ある場合は、原則として各保管場所から資機材を回収し、保守点検等を実施の上、納品すること。

- ・ 京都府危機管理部原子力防災課（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）
- ・ 京都市行財政局防災危機管理室（京都市寺町通御池上る上本能寺前町488）
- ・ 京都府中丹広域振興局地域連携・振興部 総務防災課（舞鶴市字浜2020）
- ・ 京都府中丹広域振興局地域連携・振興部 綾部地域総務防災課（綾部市川糸町丁畠10-2）
- ・ 舞鶴市危機管理・防災課（舞鶴市字北吸1044）
- ・ 綾部市防災・危機管理課（綾部市若竹町8-1）
- ・ 福知山市危機管理室（福知山市字内記13-1）
- ・ 京都府南丹広域振興局地域連携・振興部 総務防災課（亀岡市荒塚町1-4-1）
- ・ 京都府南丹広域振興局地域連携・振興部 園部地域総務防災課（南丹市園部町小山東町藤ノ木21）
- ・ 南丹市危機管理対策室（南丹市園部町小桜町47）
- ・ 京丹波町総務課（船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6）
- ・ 京都府丹後広域振興局地域連携・振興部 総務防災課（京丹後市峰山町丹波855）
- ・ 京都府丹後広域振興局地域連携・振興部 宮津地域総務防災課（宮津市字吉原2586-2）
- ・ 宮津市消防防災課（宮津市字柳縄手345-1）
- ・ 伊根町総務課（与謝郡伊根町字日出651）
- ・ T R I 倉庫（綾部市とよさか町1番地）
- ・ 京都中部広域消防組合消防本部（亀岡市荒塚町1-9-1）
- ・ 京都中部広域消防組合園部消防署（南丹市園部町上木崎町大將軍19-2）
- ・ 宮津与謝消防組合消防本部（宮津市字須津413-26）

（資機材の内訳は、別添「原子力防災活動資機材保管場所内訳一覧表」のとおり）

## 7 業務内容

### (1) 点検等（各機器共通）

ア 外観点検（コネクタ、スイッチ、ケーブル類等の損傷の有無）

イ 機能点検（メーター、アラーム等の動作確認）

※ 各メーカー作成の点検要領書に従って点検すること。

(2) 校正

ア GM管式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 TGS-146B 63台

ALOKA製 TGS-1146 16台

合計 79台

β面線源<sup>60</sup>Co又は<sup>36</sup>Clを用いること。

機器効率試験はJIS Z 4329に準じること。

直接法における放射能面密度への換算係数校正はJIS Z 4504に準じること。

イ 電離箱式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 ICS-323C

合計 43台

γ線源<sup>137</sup>Csを用いること。

校正方法はJIS Z 4511に準じること。

校正範囲は100mSv/h以下

エ γシンチレーション式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 TCS-161 2台

ALOKA製 TCS-166 1台

ALOKA製 TCS-171 3台

ALOKA製 TCS-1172 8台

合計 14台

γ線源<sup>137</sup>Csを用いること。

校正方法はJIS Z 4511に準じること。

校正範囲は0.25mSv/h以下（バックグラウンドを除く）

オ デジタルポケット線量計

内訳：ALOKA製 PDM-222VB・PDM-222VC

合計 446台

γ線源<sup>137</sup>Csを用いること。

校正方法はJIS Z 4511に準じること。

校正定数は、3回照射の平均値より求めること。

カ 車両用ゲートモニタ

内訳：LUDLUMMEASUREMENTS. INC社製 Model52-1

合計 3台

γ線源<sup>137</sup>Csを用いること。

キ 人用指定箇所検査用汚染モニタ

内訳：千代田テクノル製 ベータパネルΣ

合計 2台

β面線源<sup>36</sup>Clを用いること。

(3) 補修

ア GM管式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 TGS-146B 29台

ALOKA製 TGS-1146 2台

合計 31台

上記(2)-アに規定された性能を充足するよう、必要な補修を行うこと。

イ 電離箱式サーベイメータ

内訳：ALOKA製 ICS-323C 2台 合計 2台

上記(2)-イに規定された性能を充足するよう、必要な補修を行うこと。

カ 車両用ゲートモニタ

内訳：LUDLUMMEASUREMENTS. INC社製 Model52-1 合計 1台

上記(2)-カに規定された性能を充足するよう、必要な補修を行うこと。

## 8 納品及び点検結果報告

(1) 機器の納品については、以下のとおりとする。

- ・ 履行期限に関わらず、保守点検、補修を行った資機材は順次納品すること（保管場所単位でも可）。
- ・ 資機材本体に、校正日を記載したラベルを貼付すること。
- ・ 1台につき1セット、機器の作動に必要なアルカリ乾電池(又はコイン型リチウム電池)を付属すること。
- ・ 保守点検において不良が発見された資機材は、不良機器と判別できる表示（シールの貼付など）を行い、正常な機器と明確に区別できるようにした上で、回収した保管場所に拘わらず、全て原子力防災課に納品すること。

(2) 納品完了後、速やかに点検結果報告書を取りまとめ、原子力防災課あて提出すること。

- ・ 報告書は、保管場所ごとに取りまとめること（不良が発見された機器を除く）。
- ・ 報告書には、機器を特定するため、形式、シリアルナンバーの他、京都府資機材管理システムの登録番号（QRコード付きの番号）を併記すること。
- ・ 不良が発見された機器については、報告書中の点検結果箇所を太線で囲むなど、視認性を高くした上で、上記に拘わらず別冊として取りまとめること。
- ・ 保守点検及び補修実施者の記名、押印をすること。

(3) 校正証明書、取扱説明書等、本業務において発行された書面がある場合は、報告書と併せて提出すること。

## 9 その他

(1) 各保管場所への輸送費は、本契約に含むものとする。

(2) 本仕様書の内容又は記載のない事項で疑義が生じた場合には、府と受注者で協議のうえ決定すること。

## 10 連絡先

京都府 危機管理部 原子力防災課

連絡先：（電話）075-414-4473 （FAX）075-414-4477